

# 高山市職員の営利企業等への従事制限について

## ～ 許可基準 ～

### 1. 目的(背景)

近年、少子高齢化による人口減少に伴い、地域の担い手不足が深刻化しており、市職員に対しても地域社会を支える一員として公務以外でも地域活動に参加されることが期待されています。市民と行政が互いの立場を認識し、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担い、協働しながら地域課題を解決していくことが必要である。

職員が報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合には、地方公務員法第38条第1項の規定により、任命権者の許可が必要とされているが、職員の職務外における地域・社会貢献活動を促進するため、許可基準と運用について、次のとおり定める。

### 2. 対象の職員

- (1)常勤の一般職員
- (2)再任用職員
- (3)フルタイム会計年度任用職員

### 3. 制限される行為

地方公務員法第38条第1項により、営利企業への従事等として制限される行為

- (1)営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などに就任すること
- (2)自ら営利企業を営むこと
- (3)報酬を得て事業又は事務に従事すること

### 4. 許可基準

#### 《基本要件》

- (1)従事する時間や心身の疲労等による能率低下など職務遂行上市の業務に支障をきたす恐れがないこと
- (2)当該営利企業と市との間に相反する利害関係を生ずる恐れがなく、かつ、職務の公正を妨げる恐れがないこと
- (3)市職員としての職務の品位を損ねる恐れがなく、かつ、市民からの公務に対する信頼を失う恐れがないこと

#### 《地域・社会貢献活動に係る要件》

- (4)地域における活動であり、地域の発展・活性化に寄与する活動であること
- (5)報酬は、地域貢献活動として許容できる範囲であること

(6)営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと

## 5. 許可の取消

任命権者は、次の事由のいずれかに該当すると判断した場合は、直ちに許可の取消しを行う。

- (1)職務の遂行に支障を来たすおそれがあるとき
- (2)職務の公正性を失う又はそのおそれがあるとき
- (3)信用失墜行為を行ったとき
- (4)法令に違反したとき
- (5)虚偽の申請・報告があったと認められたとき

## 6. その他

### (1)消防団員との兼業

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項の規定において、地域防災力の中核を担う存在である消防団との兼職について規定されており、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職しようとする職員について許可申請は不要である。

### (2)地域・社会貢献活動等に関する兼業

市職員に対しては、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや、人口減少に伴う地域活動の担い手不足が深刻化しており、地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活躍が期待されているが、報酬を伴う地域・社会貢献活動については、許可基準により判断を行う。

### (3)短時間勤務会計年度任用職員の営利企業への従事等

パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事等について制限が課されていないものの、従事する内容等によっては、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等に反する可能性があることから、任用時等に従事する内容等について確認し、公務における支障の有無を確認すること。

参加可能な活動に関する主な事例

区分	事例	申請	備考
地域コミュニティ活動等	まちづくり協議会、町内会、子ども会等の役員	×	町内会長、改良組合長、体育委員 等
	NPO法人、任意団体、ボランティア活動団体等への参加	○	職務の公平性及び信頼性の確保に支障が生じないこと
	部活動等の指導員、少年スポーツ団体等のコーチ、大会の審判、インストラクター等	○	費用弁償的に支払われる報酬は申請不要
	手話通訳者・要約筆記者	○	
公共性の高い団体等からの要請に基づいて行われる活動	消防団員	×	
	青少年指導員	×	
	交通指導員	×	
	鳥獣被害対策実施隊員	×	
	国勢調査など各種統計の調査員等	×	事業実施に係る決裁を総務課合議により申請不要
	選挙における受付事務等	×	
	漁場監視員	○	
山岳救助隊員	○		
営利企業の役員等への就任	役員などに就任する営利企業が、市の出資法人等	×	役員就任の決裁を総務課合議により申請不要
自営業	相続した農地および不動産の管理等	○	自家用の飯米や野菜を生産する程度の兼業農家は自営業に該当しない
執筆活動等	小説、学術論文の執筆、楽曲の作曲	×	単発的な活動により報酬を得る場合に限る

※原則、兼業時間数が週8時間以下、1箇月30時間以下、勤務日3時間以下であること

※公務に影響を及ぼす場合等は、許可しないことがある

※疑義が生じる案件は総務課と協議すること